

平成16年11月19日
気象庁予報部

配信資料に関する技術情報(気象編)第176号
～平成16年12月6日に実施する細分区域の変更について～

群馬県及び鹿児島県における細分区域をまたぐ市町村合併に伴い、両県で細分区域を変更します。この変更は平成16年12月6日(月)13時(日本標準時)から実施します。

細分区域の変更及び対象となる市町村合併の概要は、以下のとおりです。また、群馬県及び鹿児島県における新旧の細分図を別紙に示します。

なお、この細分区域の変更に伴う区域名及び区域コードの変更はありません。

1. 細分区域の変更概要

都道府県名	概要
群馬県	12月5日に発足する前橋市全域を二次細分区域「前橋東毛」に含める。 なお、この変更に合わせて勢多郡富士見村、新里村も「前橋東毛」に含める。
鹿児島県	11月1日に発足した鹿児島市全域を二次細分区域「鹿児島・日置」に含める。

2. 細分区域変更の対象となる市町村合併

合併日	都道府県名	新市町村名	合併対象市町村名	合併前に属している細分区域	
				一次細分区域	二次細分区域
2004/12/5	群馬県	前橋市	前橋市	南部	前橋東毛
			勢多郡大胡町		赤城榛名
			勢多郡宮城村		
			勢多郡粕川村		
2004/11/1	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市	薩摩地方	鹿児島・日置
			鹿児島郡吉田町		
			鹿児島郡桜島町		
			日置郡松元町		
			日置郡郡山町		
			揖宿郡喜入町		指宿・川辺

3. 細分区域変更の移行措置

細分区域変更の移行措置として、群馬県及び鹿児島県に対して発表した注意報・警報が細分区域の変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を全て解除します。細分区域の変更実施時刻後に、改めて新しい細分区域に対し、注意報・警報を発表します。

この際、「解除」電報の本文には「この電文は、細分区域の変更に伴い発信したものです。新しい細分区域に対応した電文をまもなく発信します。」などと記述し、実際には解除でない旨を記載することとします。

[添付資料]

別紙:新旧細分区域の図

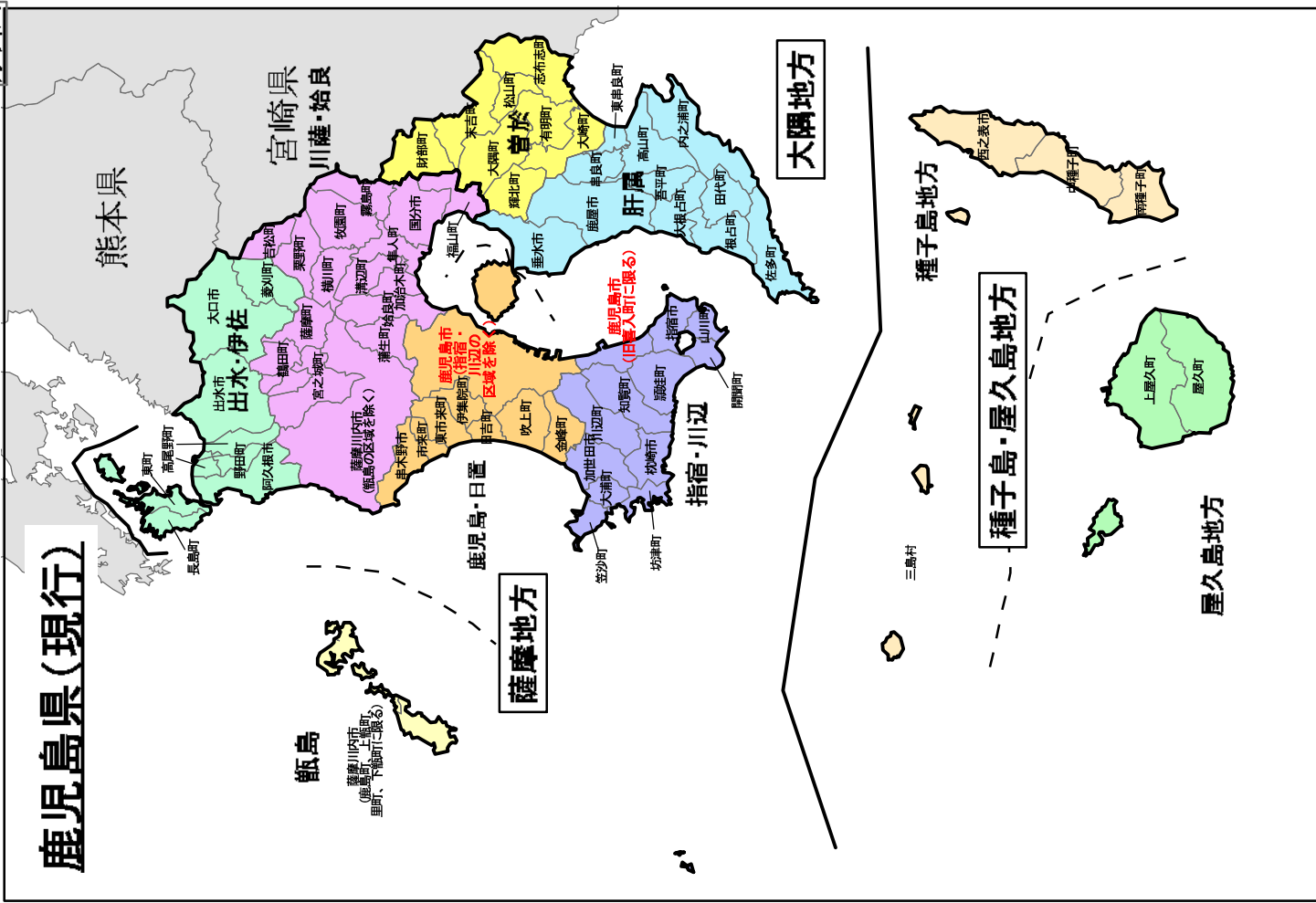
群馬県(12月6日以降)



群馬県(現行)



鹿児島県(現行)



鹿児島県(12月6日以降)

